

特別解説

不正以外の開示すべき重要な不備の開示例

はじめに

上場企業の経営者は自社の内部統制が有効か否かを評価したうえで、その結果を内部統制報告書に記載して開示する。その際、「自社の財務報告に係る内部統制が有効でない」旨を自ら開示し、その原因となった重要な不備（開示すべき重要な不備）を開示する企業もある。開示すべき重要な不備の開示の原因となっている事象としては、大きく分けると下記の3つに分類されると考えられる。

- ① 不正（第三者委員会が設置され、調査報告書が公表されたような事例）
- ② 誤謬（有価証券報告書等の訂正が行われたような事例）
- ③ その他

本稿では、2026年1月1日から6月30日までの間に提出した内部統制報告書において、自社の内部統制を「有効でない」と評価した会社で、かつ「開示すべき重要な不備」の原因が不正以外（上記の②又は③）と考えられる、各社の内部統制報告書における開示の内容を見てゆくこととしたい。なお、内部統制報告書の調査分析に当たっては、株式会社レキシコムのウェブサイトや掲載されている分析レポートが大変有用であったため、参考にさせていただいた。

開示すべき内部統制の重要な不備とは

内部統制の整備及び運用において、「開示すべき重要な不備」とは、財務報告に大きな影響を及ぼす可能性が高い不備のことをいう（財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準Ⅱ1.（4））。

経営者は、財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行った結果、統制上の要点等に係る不備が財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高い場合は、当該内部統制に開示すべき重要な不備があると判断しなければならない。経営者は、内部統制の不備が開示すべき重要な不備に該当するか判断する際には、金額的な面及び質的な面の双方について検討を行う。開示すべき重要な不備の判断指針は、企業の置かれた環境や事業の特性等によって異なるものであり、一律に示すことはできないが、基本的には、財務報告全般に関する虚偽記載の発生可能性と影響の大きさのそれぞれから判断されることになる。

開示事例

2026年1月1日から6月30日までに提出された内部統制報告書において、自社の内部統制を「有効でない」と評価した会社で、かつ「開示すべき重要な不備」の原因が不正以外と考えられる各社の内部統制報告書における開示内容を要約して示すと、次のとおりである（五十音順。下線は筆者の判断で付している）。